

解 答

- ① 問1 木簡
問2 資料1 イ 資料2 ウ 資料3 エ
問3 かつお
問4 地方の特産物を納める税が調である。調は都へ運ぶ義務があり、その際の荷札として資料が用いられたため、跡地で多く見つかる。
- ② 問1 (1) ア・イ・ウ (2) イ→エ→ウ→ア (3) A 身分 B 直接
問2 日本とアメリカは、資料4・5にあるようにそれぞれの言語で条約の内容を確定している。しかし、共通の言語で交渉できないため、資料7のようにほかの言語に直して交渉を行った。そのため、細部の認識をつめ切ることができず、食い違いが生じた。
- ③ 問1 ア 問2 二・二六事件 問3 ウ 問4 エ
- ④ 問1 (1) 政令指定 (2) 秋田県
問2 (1) イ (2) 生ごみ（食品廃棄物）
問3 (1) I C II D III A
(2) (宇都宮市) エ (福岡市) ウ
- ⑤ 問1 (1) イ (2) イ 問2 イ 問3 エ 問4 ウ
問5 (1) 人民ノ名ニ於テ
(2) 天皇に主権がある
問6 A 問7 イ